

重 要

監理団体様並びに実習実施者様、受検者様

4月22日以降開催予定のすべての

水産加工食品製造業技能評価試験延期のお知らせ

日頃は当試験運営へのご協力を賜り誠にありがとうございます。

4月7日の7都府県に対する緊急事態宣言後14日を経過しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は一向に収まる兆候はなく、先週には、緊急事態宣言の対象が全国へ広がることとなりました。こうした状況が続いた場合、多くの人命が失われるとの試算もあり、都および監督省庁からは、さらに強い外出自粛の要請が出されています。当会もこの要請を重く受け止め、職員の7割を在宅勤務とし、出勤者もオフピーク通勤と時間短縮に努めることといたしました。また、当試験は講習室や調理実習室など密閉空間で実施されるため、他の業種の試験に比べてリスクが高いと考えられます。先週には食品工場のクラスター感染から工場閉鎖の事例があったことも報道されております。

これら現状を勘案した上で、日本の食を守るべく水産加工場の稼働の継続維持と感染の防止、人命尊重のため、当面の間、当試験の開催を延期させていただくこととします。延期対象期間につきましては、緊急事態宣言期間中の延期分の試験日設定ができないことを受け、現時点で試験日設定済みの5月分の試験も延期となります。また、この事態終息後の当試験は、ご希望の受検期間に試験が実施できない場合がございますことを合わせてご了承ください。

なお、延期された試験につきましては、再開後に順次試験日を設定してまいります。速やかな試験設定には、皆様からのご協力が欠かせません。何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

在留期限までに試験が受けられない技能実習生は、下記の措置を早めにご確認ください。本事象の試験延期によって受検できず、次段階の技能実習へ移行できなくなる実習生に対しては、受検・移行の環境が整うまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更を可能とする措置 (URL : <http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>) が取られておりますので、当該措置を出入国在留管理庁のホームページ等でご確認の上、ご活用していただくようお願い致します。

上記のとおり、当会事務局が在宅勤務及び業務時間の短縮を実施の間、当試験についてのお問合せは、次のアドレス (zensui-ginouhyouka@zensui.jp) までメールでお願い致します。回答には、お時間をいただくことを合わせてご了承ください。なお、以下の「よくあるお問合せ」についてもご確認ください。

令和2年4月21日

全国水産加工業協同組合連合会

よくあるお問合せ

新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けての
水産加工食品製造業技能評価試験の延期についてのよくあるお問合せ

Q：延期対象期間はいつまで？

A：2020年5月末日（4月21日時点）までが対象期間ですが、状況により期間の延長を行います。こちらのホームページに掲載いたしますので随時ご確認ください。

Q：試験再開はいつから？

A：緊急事態宣言が解除され、通常業務が可能になり次第、順次再開いたしますが、国及び各地域の自治体からの要請により再開時期が異なる場合がございます。

Q：延期の受検手続きは必要ですか？

A：延期による当会への受検の手続きは必要ございませんが、受検票が送付されている場合は当会あてにご返送ください。（〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-9-2 人形町富士ビル3階 全水加工連 指導課あて）また、受検料を送金済みの場合は、再開時に延期対象分の試験へ振り替えいたします。

Q：延期ではなく、受検を取り下げたい。（キャンセルしたい。）

A：受検取り下げ（キャンセル）の手続きを行ってください。外国人技能実習機構の受検手続支援システムでの取り下げ（キャンセル）手続きと当会への取り下げ連絡（電話またはメールにて：受検級・受検番号またはシリアル番号・受検場所・受検日または受検希望期間・受検者名・生年月日・実習実施者をお知らせください）をお願いします。受検票が送付されている場合は当会あてにご返送ください。また、受検料を送金済みの場合は返金いたします。（送金手数料をご負担いただきます。）

Q：試験延期により在留期限まで移行手続きができない。

A：新型コロナウイルス感染症の拡大等による技能評価試験の延期等のため、受検ができないことから次の段階への技能実習へ移行できない実習生に対しては、出入国在留管理庁において、受検・移行ができるようになるまでの間「特定活動」への在留資格変更が可能との措置などが取られておりますので、必ず下記ホームページを参照の上、担当の出入国管理庁等へご確認ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>（出入国在留管理庁）

Q：受検申請時期のため申請したい。

A：受検申請は適正な時期に通常通り外国人技能実習機構の受検手続支援システムへの登録をお願いします。ただし、上記出入国在留管理庁の措置を受ける場合は、申請前に同措置の内容をご確認ください。また、当会の受付は延期期間中の受検日設定業務ができないため休止しております。宣言解除後の通常業務に戻り次第、順次行ってまいります。施設の混雑や延期された試験催行のため、お知らせのとおり、受検希望期間に試験が実施できない場合がございます。なお、以前にお知らせしておりますオリンピック期間の対応につきましても、オリンピックが延期されましたのでご放念ください。

Q：再試験を受検したい。

A：再試験も同事由により延期となります。また、宣言期間の延長や各自治体の対応も異なることから解除後も混乱が予想されます。在留期限まで間に合わない場合は、早めに入国在留管理庁へお問合せください。